

# コンプライアンス規程

令和2年10月13日制定

一般社団法人大阪府中小企業診断協会

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府中小企業診断協会（以下「本会」という。）の倫理規程及びコンプライアンス宣言の理念に則り、本会役職員及び会員中小企業診断士（以下「本会役職員及び会員」という。）が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（コンプライアンス宣言に規定する法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 本会役職員及び会員は、前条の倫理規程及びコンプライアンス宣言の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

## (組織)

第3条 本会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部

## (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会の決議により理事長が任免する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、本会のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (3) コンプライアンス委員会の委員長
- 4 本規程における理事長の職務執行に支障が生じた場合には、本会副理事長がその職務を

代理する。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、理事会の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、本会の理事会が諮問した事項

- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、本会事務局長、その他理事長の指名するものを委員として構成する。
- 3 コンプライアンス委員会事務局は本会事務局に設置し、同事務局長を事務局長とする。
- 4 コンプライアンス委員の職務執行に支障が生じた場合には、理事長が新たなコンプライアンス委員を指名する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年一回以上開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部)

第7条 総務委員会をコンプライアンス統括部とし、総務委員長をコンプライアンス統括部長とする。

- 2 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。
- 4 コンプライアンス統括部長はコンプライアンス担当理事を兼ねることができない。

(報告・連絡・相談ルート)

第8条 本会役職員及び会員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部に報告する。

- 2 コンプライアンス統括部長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為

又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。

- 3 本会役職員及び会員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。
- 4 第1項の行為が会員に関する行為であった場合、コンプライアンス担当理事は、直ちに理事長へ報告する。
- 5 理事長は、前項の報告を受けた場合、本会役職員及び会員が法令又は定款若しくは倫理規程、コンプライアンス宣言等の内部規程に違反し、本会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその中小企業診断士の品位を失墜させる行為に該当するおそれがあるときは、綱紀委員会を設置し調査を指示する。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 本会は、本会役職員及び会員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、本会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。